

農業委員会第30回総会議事録

1. 日 時 令和4年12月14日（水）午前9時30分～午前10時30分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（17人）

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀		
1 番	田中 恒司	4 番	佐々木 平	5 番	小菅 武次
7 番	飯田 秀治	8 番	辻 望	9 番	加藤 三久
11 番	大石 徹也	12 番	平子 伸	13 番	稲田 利幹
14 番	上田 みね子	15 番	近藤 啓子	16 番	大野 久美子
17 番	三田 久憲	18 番	豊田 栄美子	19 番	望月 広志

4. 欠席委員（2人）

2 番 長谷 康郎 10 番 小林 伸康

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，吉村，田吹
農林水産課 中野

6. 議事

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第3号議案 農用地利用集積計画について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項2号 使用貸借契約の解約について

報告事項3号 農地法第3条の3の規定による届出について（相続等届出）

報告事項4号 農地法第4条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項 7 号 非農地証明願いについて（市証明分）

報告事項 8 号 時効取得による移転について

報告事項 9 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 30 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 30 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を第 9 番加藤三久様、議席番号 11 番大石徹也様をお願い申し上げます。

それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1 の 83 番は、譲受人は、利用農地 80,962 ㎡を耕作されています。今回の申請地面積は 961 ㎡ですが、申請地の一部は既に借り受けて耕作されています。取得後の利用農地は 81,057 ㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを 2 台、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 30 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 70 年、50 年、20 年、10 年が各 1 名です。通作時間は車で約 10 分です。必要な農作業について、

年間約 300 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5 の 85 番は、譲受人は、利用農地 68,035.76 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,296 m²で、併せて 69,331.76 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、農用自動車を各 3 台、田植機、コンバイン、草刈機、ユンボを各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 40 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 60 年が 1 名で、臨時雇用労働力は経歴 5 年が 2 名です。通作時間は車で約 47 分です。必要な農作業について、年間約 300 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、8 の 88 番は、譲受人は、利用農地 148,766 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 915 m²で、併せて 149,681 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを 4 台、耕うん機 2 台、田植機、コンバインを各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、経歴 12 年、5 年、4 年、3 年、1 年が各 2 名、10 年、2 年が各 1 名で、臨時雇用労働力は経歴 2 年が 1 名です。通作時間は車で約 5 分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が 76%の議決権を有しており、役員の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員の一名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約 250 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10 の 75 番は、譲受人は、利用農地 14,234 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 2,926 m²で、合計 17,160 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバインを各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 40 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 10 年が 2 名です。通作距離は約 2.8 k mです。必要な農作業について、年間約 250 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、11 の 81 番は、譲受人は、利用農地 11,248 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,430 m²で、併せて 12,678 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機を各 2 台、コンバイン、乾燥機、籾摺機を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 45 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 45 年、10 年が各 1 名です。通作距離は約 1 k mです。必要な農作業

について、年間約 250 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、12 の 86 番は、譲受人は、利用農地 5,179 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 72 m²で、併せて 5,251 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 30 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 30 年が 1 名です。通作距離は約 300m です。必要な農作業について、年間約 60 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、15 の 87 番は、譲受人は、利用農地 167,944 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,684 m²ですが、申請地の一部は既に借り受けて耕作されています。取得後の利用農地は 169,103 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを 3 台、コンバインを 2 台、田植機、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 30 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 10 年、3 年が各 1 名です。通作時間は車で約 3 分です。必要な農作業について、年間約 300 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、17 の 84 番は、譲受人は、利用農地 3,297 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 2,458 m²で、併せて 5,755 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、乾燥機を 2 台、トラクター、田植機、コンバイン、農用自動車を各 1 台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 30 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 10 年が 1 名です。通作時間は車で約 5 分です。必要な農作業について、年間約 80 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、17 の 89 番は、譲受人は、利用農地 6,140 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 732 m²で、併せて 6,872 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 53 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 60 年、30 年が各 1 名です。通作距離は約 400m です。必要な農作業について、年間約 240 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、22 の 82 番は、譲受人は、利用農地 6,290 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 128 m²で、併せて 6,418 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 30 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 50 年が 1 名です。通作時間は車で約 20 分です。必要な農作業について、年間約 90 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上 10 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 1 号議案は、承認いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1 の 79 番は、店舗用地（美容院）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南西へ約 1,440m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写し及び融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水は集落排水へ接続します。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1 の 80 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約 1,290m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、2 の 76 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、庄野地区市民センターから南西へ約 850m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全

体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、6の83番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、白子地区市民センターから北西へ約910mに位置し、地区市民センターを中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、6の84番は、近隣の中古車修理・販売業者のための駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、白子地区市民センターから北西へ約910mに位置し、地区市民センターを中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、9の82番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、河曲地区市民センターから西へ約940mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の81番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから南へ約880mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23の78番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから南西へ約1,050mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上8件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認いたします。

続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画についてでございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書13ページ目49番から20ページ目101番は河曲地区です。49番から100番は、米50kgの物納です。101番は、米10kgの物納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第3号議案についてでございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書25ページ目128番は一ノ宮地区で45kgと30kgと50kgの物納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第3号議案についてでございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 28 ページ目 140 番は玉垣地区で米 10 k g 相当の金納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認といたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第 3 号議案につきまして事務局より説明いたします。

事務局

続きまして計画書 1 ページ目 1 番から 2 ページ目 9 番は、国府地区です。1 番は、使用貸借です。2 番は、米 30 k g の物納です。3 番から 5 番は、米 30 k g 相当の金納です。6 番は、使用貸借と米 35 k g 相当の金納です。7 番及び 8 番は、米 50 k g 相当の金納です。9 番は、10,000 円の金納です。

3 ページ目 10 番から 12 番は、庄野地区です。10 番は、使用貸借です。11 番及び 12 番は、米 30 k g 相当の金納です。

4 ページ目 13 番から 15 番は、加佐登地区です。13 番及び 14 番は、使用貸借です。15 番は、米 25 k g の物納です。

5 ページ目 16 番は、牧田地区で米 30 k g の物納です。

6 ページ目 17 番から 21 番は、石薬師地区で使用貸借です。

7 ページ目 22 番から 8 ページ目 30 番は、白子地区です。22 番は、使用貸借です。23 番は、米 15 k g の物納です。24 番から 30 番は、経営移譲を伴う法人化による使用貸借権及び賃貸借権の移転です。

9 ページ目 31 番から 11 ページ目 44 番は、稻生地区で経営移譲を伴う法人化による賃貸借権の移転です。

12 ページ目 45 番及び 46 番は、飯野地区です。45 番は、米 25 k g の物納です。46 番は、米 25 k g 相当の金納です。

13 ページ目 47 番から 48 番及び 20 ページ目 102 番から 22 ページ目 115 番は、河曲地区です。47 番は、米 30 k g の物納です。48 番は、米 35 k g の物納です。102 番から 104 番は、米 60 k g の物納です。105 番及び 106 番は、1 筆あたり米 60 k g の物納です。107 番は、2 筆合計で米 1 8 0 k g の物納です。108 番は、米 25 k g と米 50 k g の物納です。109 番は、米 35 k g と米 50 k g の物納です。110 番は、米 25 k g と米 35 k g と米 50 k g の物納です。111 番及び 112 番は、米 10 k g 相当の金納です。113

番は、米 35 k g 相当の金納です。114 番及び 115 番は、米 45 k g 相当の金納です。

23 ページ目 116 番から 25 ページ目 127 番及び 129 番は、一ノ宮地区です。116 番から 118 番は、使用貸借です。119 番及び 120 番は、米 25 k g の物納です。121 番は、米 50 k g と米 35 k g の物納です。122 番から 124 番は、米 25 k g の物納です。125 番は、米 35 k g の物納です。126 番は、米 50 k g の物納です。127 番は、米 25 k g と米 35 k g と米 50 k g と米 10 k g の物納と使用貸借です。129 番は、米 45 k g 相当の金納です。

26 ページ目 130 番から 27 ページ目 137 番は、箕田地区です。130 番及び 131 番は、使用貸借です。132 番及び 133 番は、米 25 k g の物納です。134 番は、米 25 k g と米 35 k g の物納です。135 番は、米 40 k g の物納です。136 番は、米 35 k g と米 25 k g と米 50 k g の物納です。137 番は、米 60 k g の物納です。

28 ページ目 138 番、139 番及び 141 番は、玉垣地区です。138 番は、米 50 k g と米 25 k g と米 35 k g の物納です。139 番は、米 50 k g の物納です。141 番は、米 50 k g 相当の金納です。

29 ページ目 142 番は、若松地区で米 35 k g と米 25 k g の物納です。

30 ページ目 143 番及び 144 番は、栄地区です。143 番は、米 10 k g の物納です。144 番は、米 24 k g の物納です。

31 ページ目 145 番から 148 番は、天名地区です。145 番及び 146 番は、米 30 k g 相当の金納です。147 番及び 148 番は、米 60 k g 相当の金納です。

32 ページ目 149 番から 33 ページ目 157 番は、合川地区で使用貸借です。34 ページ目 158 番から 161 番は、久間田地区です。158 番は、使用貸借です。159 番から 161 番は、10,000 円の金納です。

35 ページ目 162 番から 36 ページ目 167 番は、椿地区で使用貸借です。

37 ページ目 168 番は、深伊沢地区で 5,000 円の金納です。

38 ページ目 169 番から 174 番は、鈴峰地区です。169 番から 173 番は、使用貸借です。174 番は、10,000 円の金納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

鈴木職務代理者

利用権設定の件ですが、地区で耕作を止めるという方が数人ありまして、担い手を集めて耕作を止める田を割り当てていたのですが、10 年の利用権設定をした田について、期間の途中で、貸し手から自分で耕作したいと言われ、耕作しやすいように整

地したので契約どおり 10 年は耕作したいと伝えたところ、あの方に貸すと返してもらえないという噂を立てられてしまったと。それで、翌年には返したのですが、その時に中間管理機構に相談したが、それは当事者で話ししてほしいと、フォローしてくれなかったとのこと。今後、中間管理機構を通して貸借をしていて、契約期間中に解約したいと言われた場合に、行政はどうフォローしてくれるのか確認してほしいとのことでしたので、参考意見を聞かせてください。

事務局

解約は双方の合意によってできるとなっておりますので、相手の合意があれば解約ができますし、市や中間管理機構が間に入ることはできますが、相手の合意が基本的なところになってきますので、双方での話し合いになってきます。

鈴木職務代理人

トラブルがないように中間管理機構を通して契約を結んでくださいよと行政からも勧められていますが、これでは中間管理機構と結んでも何もならないと、この方は言われています。

議長（堀田会長）

中間管理機構が仲介している場合は、中間管理機構が両者の意見を聞いてまとめるという方向づけをしていただくように、事務局から要請をさせていただきます。

事務局

事務局としましては、中間管理機構を通して利用集積されている場合は、まずは中間管理機構が調整に入っていただくべきだと思います。中間管理機構を介していない利用権設定につきましては、双方が合意形成を図られて利用権設定をされたわけですので、双方での協議が必要になってきます。そこで農業委員会の責務として紛争の仲裁・解決という業務もございますので、こういった案件があった場合には、中間管理機構も当然のことだと思いますが、地域の農業委員にもまずは相談していただきたい。10 年の設定を 3 年で返してほしいということは、作り手の作付け計画にも支障をきたすことですので、本来であれば、10 年間は貸していただかないといけないと思いますが、自作をされたいということでしたら、10 年を 5 年にするとか、6 年にするとか、間に農業委員会が入るべきだと思いますし、場合によっては、事務局や農林水産課へもご連絡をいただいて、協議の場を持つとか、地域と行政が関与してできるだけお互いが納得できるような解決に努めるべきではないかと考えます。

議長（堀田会長）

鈴鹿市としては、担当の地区の農業委員会も含めて、事情を聞いて話し合いしていただくということをお願いしたいと思います。その後、中間管理機構にも中へ入っていただくことになるかもわかりませんが、近所ですので喧嘩腰でトラブルになることはないと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

外に第 3 号議案につきましてご意見ございませんか。

別段無いようでございますので、第 3 号議案は承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項１から９につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項１から９の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。